

令和2年度

決算審査意見書等説明資料

広島県歳入歳出決算審査意見書

広島県基金運用状況審査意見書

広島県公営企業決算審査意見書

健全化判断比率審査意見書

資金不足比率審査意見書

広島県監査委員

目 次

令和2年度広島県歳入歳出決算審査意見書（概要）

第1 審査の概要	1
1 審査の対象	1
2 審査の趣旨	1
3 審査の実施内容	1
第2 審査意見	1
1 審査の結果	1
2 総括意見	1
3 留意改善を要する事項	2

令和2年度広島県基金運用状況審査意見書（概要）

1 審査の対象	6
2 審査の趣旨	6
3 審査の実施内容	6
4 審査の結果	6
5 運用の状況	6

令和2年度広島県公営企業決算審査意見書（概要）

1 審査の対象	7
2 審査の趣旨	7
3 審査の実施内容	7
4 審査の結果	7

《事業会計別》

1 広島県病院事業会計	8
2 広島県工業用水道事業会計	10
3 広島県土地造成事業会計	12
4 広島県水道用水供給事業会計	13
5 広島県流域下水道事業会計	15

令和2年度健全化判断比率審査意見書（概要）

1 審査の対象	17
2 審査の趣旨	17
3 審査の実施内容	17
4 審査の結果	17
5 健全化判断比率の状況	17

令和2年度資金不足比率審査意見書（概要）

1 審査の対象	18
2 審査の趣旨	18
3 審査の実施内容	18
4 審査の結果	18
5 資金不足比率の状況	18

令和2年度広島県歳入歳出決算審査意見書（概要）

第1 審査の概要（意見書 P1）

1 審査の対象

広島県一般会計及び広島県証紙等特別会計など11の特別会計

2 審査の趣旨

一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の審査に当たっては、決算その他関係書類が法令等に適合し、かつ計数は正確であるか、予算は議決の趣旨にのっとり合理的かつ効率的に執行されているか、会計経理事務は関係法規等に準拠して適正に行われているか、財産の管理は適正になされているか、などの点に主眼をおき、広島県監査委員監査基準に準拠して実施した。

3 審査の実施内容

知事から提出された決算書及び附属書類の計数を点検し、関係諸帳簿及び証拠書類等との照合確認を行うとともに、関係当局の説明を聴取し、既に実施した監査、検査の結果も参考にして慎重に行った。

第2 審査意見

1 審査の結果（意見書 P2）

上記のとおり審査した限り、重要な点において、審査に付された一般会計及び11の特別会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、法令等に適合し、いずれもその計数が正確であると認められた。

また、一般会計及び特別会計に係る予算の執行、会計経理事務の処理、財産の管理などについては、一部に留意改善を要する事項があるものの、議決の趣旨、関係法令等にのっとり、おおむね適正と認められた。

2 総括意見（意見書 P2～5）

○ 決算の状況

【一般会計】

(単位：円，%)

区分	令和元年度	令和2年度	増減額	対前年度比
歳入	1,012,532,962,390	1,203,465,098,544	190,932,136,154	118.9
歳出	993,750,902,827	1,170,473,507,380	176,722,604,553	117.8
差引	18,782,059,563	32,991,591,164	14,209,531,601	175.7

【特別会計】

(単位：円，%)

区分	令和元年度	令和2年度	増減額	対前年度比
歳入	564,414,670,701	558,534,997,753	△5,879,672,948	99.0
歳出	547,338,145,151	537,473,423,796	△9,864,721,355	98.2
差引	17,076,525,550	21,061,573,957	3,985,048,407	123.3

○ 本県の財政状況

財政構造の持続可能性を判断する指標である将来負担比率は215.7%と、前年度を8.0ポイント下回り、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率も93.5%と、前年度を2.8ポイント下回っている。

しかしながら、高齢化の進展等による社会保障関係費の増加や公債費の高止まりにより、依然として厳しい財政状況が続いている中で、平成30年7月豪雨災害への対応などにより、一段と厳しい状況になっていることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響による県税収入の大幅な減少などにより、財政状況が更に厳しさを増すことが見込まれる。

○ 総括意見

今後とも、事業の推進に当たっては、県勢の持続的発展に向けた財政運営に努めるとともに、県民に対する事業成果等の説明責任に留意しつつ、次に掲げる事項について、継続的な点検と一層の改善を求める。

3 留意改善を要する事項

(1) 県勢の持続的発展のための財政運営 (意見書 P5～6)

「中期財政運営方針(平成28年度～令和2年度)」に基づき、経営資源の最適配分に向けた取組や県税の徴収強化の取組等を進めてきた。

こうした取組により、平成22年度から令和元年度までのプライマリーバランスは10年連続で黒字を確保していたものの、令和2年度は減収補てん債の発行等により208億円の赤字となり、実質的な県債残高は、令和2年度末で1兆2,064億円余となった。

その結果、方針期間中に1,822億円程度縮減する目標が掲げられていた実質的な県債残高は、1,170億円の縮減に留まっている。また、県債全体の残高は、令和2年度末で2兆4,613億円余と、前年度に比べ397億円余増加している。今後、更に財政状況の悪化が懸念されることから、県勢発展に必要な施策を安定して推進していくため、「中期財政運営方針(令和3年度～令和7年度)」に掲げる取組を着実に実施し、将来負担比率の抑制に努める必要がある。

なお、県債残高の約3割を占める臨時財政対策債の償還財源は、後年度の地方交付税に反映される仕組みではあるが、国の財政状況が厳しい中、将来にわたり交付税措置が確実に実行されるか懸念されることから、臨時財政対策債の廃止や地方交付税の法定率の引き上げを含めた地方交付税制度の抜本的な見直し及び償還財源の確保について、引き続き国に対し要望していく必要がある。

(2) 収入未済の早期解消と不納欠損の適正処分 (意見書 P6~10)

ア 収入未済額の縮減と新規滞納の発生防止

一般会計及び特別会計の収入未済額は、78億9,006万円余で、新型コロナウイルス感染症に係る地方税法上の特例制度(徴収猶予)が設けられたことなどにより、前年度に比べ11億8,324万円余、17.6%の増となっている。

収入未済の発生を抑制する取組を着実に進めるとともに、発生した収入未済については、債権の特性に応じた取組をより一層効果的に進める必要がある。

(ア) 県税

- ① 県税の収入未済額は、56億8,702万円余(滞納処分停止中の2億3,332万円余及び徴収猶予中の22億7,156万円余を含む。)で、前年度に比べ11億5,686万円余、25.5%増加し、また、収入率は98.2%と、前年度に比べ0.3ポイント低下している。

これは、新型コロナウイルス感染症に係る地方税法上の特例制度(徴収猶予)により徴収猶予中の額が大幅に増加したことによるものであるが、引き続き、徴収対策の一層の推進に努めるとともに、徴税コストの縮減につながる取組について、検討する必要がある。

- ② 県税の収入未済額の47.3%を占めている個人県民税の収入未済額は、26億9,076万円余で、前年度に比べ2億928万円余、7.2%減少している。

個人県民税の徴収対策として、直接徴収や併任徴収による滞納整理の取組効果を検証しつつ、収入未済の早期解消に努めるとともに、特別徴収の徹底に向けては、市町と連携を図りながら、県の果たすべき役割を不断に実施していく必要がある。

(イ) 県税以外

- ① 広島県債権管理会議における取組方針に基づき、未収債権の回収促進や発生防止など、債権管理の高度化・効率化に向けた取組を総合的に推進しており、平成28年度から令和2年度までの5年間についてみると、当初設定した滞納総額の縮減目標3億1,700万円を2.5億円余上回って縮減している。令和3年度から令和7年度までを期間とする次期中期(縮減)目標の達成に向けて、組織的な取組を引き続き進めていく必要がある。
- ② 県税並びに県税に係る確定延滞金等を除く一般会計の収入未済額は、6億1,016万円余で、滞納繰越分の徴収に努めた一方、新たな滞納事案の発生により、前年度に比べ8,378万円余の増となっている。収入未済額は依然として多額であるため、本庁と地方機関が一体となり、収入未済の解消に向けて、一層努めていく必要がある。
- ③ 特別会計の収入未済額は、14億7,945万円余で、滞納繰越分の徴収に努めたことなどにより、前年度に比べ7,848万円余の減となっているが、依然として多額であるため、各債権管理マニュアル等に基づき、適正な債権管理に努めるとともに、収入未済の解消に向けて、一層努めていく必要がある。

【収入未済額の状況】

(単位：円，%)

区分	令和元年度	令和2年度	増減額	対前年度比
一般会計	5,148,871,983	6,410,607,623	1,261,735,640	124.5
特別会計	1,557,945,109	1,479,459,157	△78,485,952	95.0
計	6,706,817,092	7,890,066,780	1,183,249,688	117.6

イ 不納欠損の適正処分

一般会計及び特別会計の不納欠損額は、3億3,333万円余で、前年度に比べ2,405万円余の減となっている。

不納欠損処分は、債権を消滅させるものであるため、債務者の所在や資産等の状況を十分調査するとともに、時効中断の措置を講じるなど、適切な債権管理を行った上で慎重に判断する必要がある一方、可能な措置を講じてもお回収が見込めない債権の管理を継続することは、事務の効率性を損なうものでもあることから、県民に対して説明責任が果たせるよう、債権の特性に応じて債権管理状況等を十分検証するとともに、適法性や公平性を確保した上で、適正に行う必要がある。

(3) 財務に関する適正な事務処理の徹底 (意見書 P10)

本県の財務に関する事務については、令和2年度から「広島県の内部統制に関する方針」に基づき、財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っている。この内部統制の取組を評価した「令和2年度広島県内部統制評価報告書」によると、令和2年度については「県議会の議決を欠いた物品購入契約」などの運用上の重大な不備を把握したため、内部統制は有効に運用されていないと判断されたところである。

また、令和2年度の定例監査においては、これまでの決算審査意見書や監査委員意見書などにおいて適正化を求めてきた契約や補助金交付に係る事務などについて、依然として不適正な処理が見受けられた。

更に、公有財産の異動に係る適正な事務処理に係る周知が図られているにも関わらず、本年度の決算審査過程において、公有財産の所管課による財産の異動（取得、管理及び処分）に伴う公有財産台帳への登録が正確に行われていない事例が複数見受けられるなど、財務に関する事務について適正な処理が徹底されているとは言えない状況にある。

については、内部統制の取組をより一層推進し、不適正な事務処理の発生を未然に防止するとともに、適正な事務処理の徹底を図り、適切かつ効率的な業務遂行を行う必要がある。

(4) 財産の適正管理 (意見書 P11~12)

ア ファシリティマネジメントの推進

「広島県公共施設等マネジメント方策」等に基づき、引き続き、全庁的な共通認識の下、施設を必要なサービス水準で安全に持続していくため、県有施設全体の最適化を図り、最少の経費で最大の効果をもたらす取組を着実に進めていく必要がある。

また、職員宿舎については、有効活用に向けた様々な取組が進められているが、令和3年4月現在の職員宿舎の入居率は、県全体では68.9%と、前年度より1.5ポイント悪化している。職員宿舎の管理については、有効活用に向けたこれまでの取組の更なる強化や、今後の活用が見込まれない場合は積極的かつ計画的に売却等の処分を進めるとともに、職員宿舎の個別施設計画を速やかに策定し、職員宿舎のあり方について早急に検討する必要がある。

イ 県有施設の安全管理

県有施設の安全管理については、「県有施設安全確保ガイドライン」に基づく安全点検等を実施し、適宜、県有施設の改修等を進めてきた。

将来にわたり、県民の望む施設が安全に利用できるよう、今後とも利用者ニーズの把握や施設コンセプトの見直しを行いながら、県有施設の安全対策の向上に向けて、全庁的に取り組む必要がある。

(5) 地方公会計制度への対応 (意見書 P12)

国の要請を受け、平成28年度決算から統一的な基準による県全体の財務書類を作成・公表している。

統一的な基準による財務書類は、団体間比較を可能とするだけでなく、予算編成や公共施設マネジメントなどに幅広く活用できるものであることから、適正な財務書類の作成・活用に向け、専門的知識を有する職員の人材育成に取り組むとともに、県民への説明責任を果たすため、分かりやすい財務情報の提供に努める必要がある。

令和2年度広島県基金運用状況審査意見書（概要）

1 審査の対象（意見書 P 6 1）

広島県市町振興基金

2 審査の趣旨

広島県市町振興基金の運用状況の審査に当たっては、運用に関する計数は正確であるか、基金の設置目的に応じて確実かつ効率的に運用されているか、などの点に主眼をおき、広島県監査委員監査基準に準拠して実施した。

3 審査の実施内容

知事から提出された運用状況報告書の計数を点検し、関係諸帳簿及び証拠書類等との照合確認を行うとともに、関係当局の説明を聴取し、既に実施した監査、検査の結果も参考にして慎重に行った。

4 審査の結果

上記のとおり審査した限り、重要な点において、審査に付された運用状況報告書は、その計数が正確であり、基金の設置目的に応じて確実かつ効率的に運用されていると認められた。

5 運用の状況（意見書 P 6 2）

（単位：円）

区 分	令和元年度末 現 在 高	令和2年度中の異動の状況		令和2年度末 現 在 高
		増	減	
現 金	5,611,263,749	52,835,179	0	5,664,098,928
貸 付 金	51,664,621	0	51,664,621	0
計	5,662,928,370	52,835,179	0	5,664,098,928

※ 貸付事業は、平成22年3月31日で廃止されている。

令和2年度広島県公営企業決算審査意見書（概要）

1 審査の対象（意見書 P 1）

広島県病院事業会計

広島県工業用水道事業会計

広島県土地造成事業会計

広島県水道用水供給事業会計

広島県流域下水道事業会計

2 審査の趣旨

公営企業決算の審査に当たっては、決算その他関係書類が法令等に適合し、かつ計数は正確であるか、事業の運営が地方公営企業法第3条（経営の基本原則）の趣旨に従って行われたか、それぞれの事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、などの点に主眼をおき、広島県監査委員監査基準に準拠して実施した。

3 審査の実施内容

知事から提出された決算書及び附属書類の計数を点検し、関係諸帳簿及び証拠書類等との照合確認を行うとともに、関係当局の説明を聴取し、既に実施した監査、検査の結果も参考にして慎重に行った。

4 審査の結果

上記のとおり審査した限り、重要な点において、審査に付された5事業会計の決算書及び附属書類は、法令等に適合し、いずれもその計数が正確で、経営成績及び財政状態は適正に表示されていた。

また、事業の運営については、一部改善を要する事項があったものの、経営の基本原則の趣旨に従って行われており、おおむね適正と認められた。

《事業会計別》

1 広島県病院事業会計（意見書 P3～8）

（1）決算の概要

（単位：円）

区 分	令和元年度	令和2年度	増減額
総収益	26,019,689,736	27,444,222,493	1,424,532,757
総費用	26,297,080,649	26,845,065,662	547,985,013
純利益（純損失）	△277,390,913	599,156,831	876,547,744

令和2年度は純利益が生じており、この主な要因は、医業収益が減少したものの、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）対策に係る他会計補助金の繰入に伴う医業外収益の増加により、経常利益が増加したことによるものである。

（2）審査意見

第6次経営計画の期間延長版に基づいて取組を着実に実施するとともに、新型コロナへの対応を図りつつ、地域における良質な医療の確保が図られ、持続的な病院運営が可能となるよう、次の点について重点的に取り組まれない。

ア 地域医療構想等を踏まえた役割の強化

地域医療構想や保健医療計画など県の医療政策に合わせて、県立病院としての役割を発揮し、県民が安心して保健医療サービスを受けられるように努めること。また、それぞれに担うべき役割や医療機能に応じた医療人材の確保に取り組むこと。

（ア）広島病院

県全体を視野に入れた政策医療の中心的役割である県の基幹病院として、地域の医療機関との機能分化・連携の下、高度急性期医療機関としての役割を果たすため、高度専門医療の機能強化等により一層取り組むこと。

（イ）安芸津病院

二次救急輪番制病院としての役割を果たすと同時に、関係機関との連携を強化し、在宅療養支援の充実や在宅復帰支援など地域包括ケアシステムの質の向上に取り組むこと。

イ 経営基盤の強化

新型コロナの影響により患者数が激減し、病院経営に与える影響が深刻となっているが、新型コロナの先行きが見通せない状況下では、経営努力だけでは解決できない課題であることから、関係部署とも連携の上、必要な財源措置について適切に国へ要望するとともに、次の点に留意し、より一層の経営基盤の強化に努めること。

（ア）経営力の強化

- 近年、資金収支はマイナスが続き、内部留保資金が逡減していることから、会計全体の資金収支バランスについて十分に留意した上で、有形固定資産への投資判断を行うとともに、資金収支の改善に向けた取組を一層強化すること。

○ 次期計画の策定に当たっては、事業を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、医療機能を強化するための機器更新や導入など、将来の資金需要の的確な把握に努めるとともに、より長期の資金収支見通しに基づいて、債務超過の解消など財務面における課題解決が図られるよう検討を進めること。

(イ) 医業収益の確保

新型コロナの影響下においては、新規入院患者の獲得などの増収対策に積極的に取り組むことは困難な状況であるが、新型コロナ対策を図りつつ、可能な限り、期間延長版の計画に基づき、両病院の強みや特色を生かして医業収益の確保に取り組むこと。

(ウ) 費用合理化対策

材料費の増加傾向や人件費について、全国的な動向を注視しつつ、医業費用の構成比率の検証や類似病院との比較分析を行った上で、持続可能な病院経営に向けた費用合理化対策に努めること。特に、類似病院との比較において、費用のうち、人件費をはじめとする医業収益比率の合理化・効率化が進んでいない経営指標の改善に向けて更なる取組を行うこと。

(エ) 未収金対策の強化

外部委託などによる債権回収業務に着実に取り組むとともに、滞納期間が長期化するほど回収が困難になることを踏まえ、新規の未収金発生の抑制や公費助成案内などの初期対応について、より一層注力すること。

また、診療報酬の請求事務に当たっては、審査支払機関からのレセプト返戻後、速やかに再請求を行うなど、未収金の長期化防止対策の強化を図るとともに、審査支払機関による査定減の発生を可能な限り削減するよう取り組むこと。

ウ 危機管理対応力の強化

(ア) 災害医療

広島病院については、引き続き基幹災害拠点病院として、DMAT隊の派遣や被災患者の受入など、災害時における継続的・効果的な医療の提供等に努めること。

また、両病院において策定済みの業務継続計画が有効に機能するように、病院事業局全体で、平時において取り組むこと。

(イ) 施設の耐震化

安芸津病院旧棟の耐震化対応については、本年度中に基本構想及び基本計画を策定することとされているが、基本構想の策定に当たっては、地域の医療ニーズを踏まえた上で経営の安定化が図られるようなものとする。

(ウ) 設備等の防災対策

基幹災害拠点病院に求められる機能と役割を災害時においても効果的に発揮するため、浸水想定区域内に立地している広島病院については、浸水被害に対する備えが必要であることから、老朽化した施設・設備等の計画的な更新について考慮しつつ、設備等の中長期的な防災対策に取り組むこと。

2 広島県工業用水道事業会計（意見書 P29～34）

（1）決算の概要

（単位：円）

区 分	令和元年度	令和2年度	増減額
総収益	2,742,137,859	2,791,305,083	49,167,224
総費用	2,652,374,095	2,490,140,199	△162,233,896
純利益	89,763,764	301,164,884	211,401,120

令和2年度の純利益は、前年度と比べ増加しており、この主な要因は、総係費（退職給付費）等の営業費用が減少したことや、給水収益等の営業収益が増加したことによるものである。

（2）審査意見

今後の給水収益の減少、施設の更新需要の増加などの課題に対応し、良質な水の安定供給の継続に向けて、一層効率的な企業経営の実現が図られるよう、次の点について重点的に取り組まれない。

<短期的な取組>

ア 新たな水道事業ビジョン策定までの間の取組

令和2年度末で計画期間が終了した「広島県営水道ビジョン」に代わり、企業団としての水道事業における将来のあるべき姿を示す新たな水道事業ビジョンについては、今後、統合の事業計画等を踏まえて策定することとしているが、それまでのビジョン空白期間においても、引き続き、効率的な企業経営の実現が図られるよう、必要な取組を不断に実施すること。

イ 経営比較分析表の活用

総務省の要請に基づき、本年2月に「経営比較分析表」を策定・公表しているところであるが、公営企業の経営及び施設の状況を表す経営指標により、経年比較や他の公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことで、経営の現状や課題を的確かつ簡明に把握できることから、これを、今後の経営の在り方や経営戦略の検討に積極的に活かすこと。

<長期的な取組>

ア 水道施設・設備の適正な維持管理と経費の縮減

「投資・財政方針」（平成28年3月策定）によると、給水収益の更なる減少や施設・設備の老朽化に伴う更新費用の増加などにより、将来的に予測される単年度赤字と資金ショートを避けるためには、大幅な料金の引上げや企業債の借入れを増やす必要があるなど、経営環境は厳しさを増す見通しとなっており、広域的な観点から施設・設備の最適化を図ることが一層重要となることから、水道事業の広域連携に向けた検討・協議の内容を踏まえつつ、特に次の点に留意し、事業運営の効率化や経営基盤の強化に向けた取組を着実に推進すること。

- 施設・設備更新については、アセットマネジメント（資産管理）の確実な実践により、劣化の状況等を確認の上、安全性が確保される場合は更新時期を見直すなど、ライフサイクルコストの最適化を図ること。
- 管路更新について、次期更新計画は、「広域連携推進方針」（令和2年6月策定）に基づき策定することとしているが、今後の広域連携を想定しても二重投資となる可能性が低く、早急に更新が必要と見込まれる管路については、適宜、更新のペースアップを図ること。
- 水需要の減少が確実視される中、一定程度の災害対応能力を確保した上で、特に施設利用率の低い施設については、施設・設備のダウンサイジング（廃止・統廃合）やスペックダウン（性能の合理化）など、水需要に見合った適切な規模に見直すことで、更新投資額の縮減を図ること。
- 広域運転監視システムの整備やAIによる管路の劣化予測の導入など、上下水道DX（デジタルトランスフォーメーション）については、ロードマップに基づき、適宜、国の支援制度も活用しながら、効果的な推進を図ること。

イ 公民共同企業体の運営状況の検証

指定管理者制度を導入している広島西部地域水道用水供給水道、沼田川水道用水供給水道及び沼田川工業用水道において、その導入による水道管理技術の継承や、導入前後の経費面での効果などを継続的に検証し、県民への説明責任を果たすとともに、今後の経営形態の在り方等の検討に活かすこと。

ウ 危機管理体制の見直しと自然災害対策等の推進

東日本大震災や熊本地震における大規模な断水被害の教訓等に加え、平成30年7月豪雨災害における初動・応急対応に関する検証結果を踏まえながら、指定管理者と連携した危機管理体制について、適宜必要な見直しを行うこと。

また、今後起こり得る大規模な地震・豪雨等の自然災害や事故等による被害を最小限に抑えるため、「広域連携推進方針」に基づく取組との整合を図りながら、「平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興プラン」に基づく水道施設の強靱化対策の取組を着実に実施すること。

エ 広域連携推進方針に基づく統合等に向けた準備

県では、工業用水道施設の一部を水道用水と共有し、経営も水道事業と同一の組織で行っており、企業団で一体的に運営することが適当であることから、水道用水供給事業と合わせ、広域連携推進方針に基づき、基本協定を締結した市町と、令和4年度に企業団を設立し、令和5年度からの企業団による事業開始を目指す予定としているが、将来にわたって持続可能な水道事業の実現が図られるよう、統合等に向けた準備を進めていくこと。

3 広島県土地造成事業会計（意見書 P51～55）

（1）決算の概要

（単位：円）

区 分	令和元年度	令和2年度	増減額
総収益	899,131,116	306,852,186	△592,278,930
総費用	909,490,122	300,326,255	△609,163,867
純利益（純損失）	△10,359,006	6,525,931	16,884,937

令和2年度は純利益が生じており、この主な要因は、土地分譲の減少などにより、営業利益が減少したものの、土地売買契約締結の辞退に伴い特別利益（違約金収入）が皆増したことによるものである。

（2）審査意見

土地分譲収入で企業債を全額償還するのは依然として困難な状況であり、令和3年2月の資金収支見通しによれば、当初予算編成時と比べ、1年前倒しの令和4年度に企業債償還資金が不足する見込みとなっており、企業債の最終償還年度である令和13年度においては、当初予算編成時と比べ、約21億円の収支悪化が見込まれている。こうした状況を踏まえ、次の点について重点的に取り組まれない。

<短期的な取組>

長期未収債権の回収

債務者の経営状況等に応じ一定の回収は進められているが、未収債権額は依然多額であることから、引き続き債務者の経営状況の把握や債務者との協議などにより、速やかな回収に努め、財政状態の改善や今後の企業債償還資金の確保を図ること。

<長期的な取組>

ア 企業債の償還財源の確保

土地造成事業会計における企業債償還に係る資金不足に対応するため、一般会計から基金への積み立てが行われているが、企業局としても、県民負担を最小にするため次の点に取り組み、企業債の償還財源の確保に努めること。

（ア）土地の分譲促進と未着手用地の活用策の検討

- 当年度の土地分譲実績は、前年度に比べ分譲面積が 48,254.89 m²減少し、5,007.68 m²となっている。

未分譲地については、引き続き、商工労働局や関係市町等と連携の上、企業ニーズに対応した誘致活動を行い、より一層早期分譲に努めること。

特に、立地協定を締結しているものの、未だ契約締結に至っていない区画については、商工労働局と緊密な連携を図りつつ相手先企業との協議を進め、早期分譲に向け取組を強化すること。

- 未着手用地については、一部において、大規模太陽光発電事業用地として活用されているが、今後も、立地条件等の分析を詳細に行うとともに、未着手用地の保有及び管理に係る経費負担などの経済性・効率性の観点からも十分に検討を行

い、商工労働局及び関連市町と積極的に連携・調整を図り、土地の特性に見合った利活用や将来の事業化の可能性について、速やかに方針を決定すること。

(イ) 現金預金残高及び企業債残高の適正水準の確保

将来の県民負担を最小にするためには、内部留保資金を可能な限り企業債残高の縮減に充て、金利負担の軽減を図ることが望ましいと考えられることから、一般会計からの基金積立額を含めた将来の資金収支予測などを踏まえつつ、現金預金残高及び企業債残高の適正水準の確保に努めること。

イ 事業リスクの適切な評価

企業立地を巡る環境については、企業ニーズの多様化・複雑化が進んでおり、また、新型コロナウイルス感染症の影響などによる社会経済情勢など外部環境の変化が予想される。

企業局においては、これらの状況や県の厳しい財政状況を踏まえ、企業ニーズをより適切に把握する方法を検討するとともに、事業推進の判断基準となるリスクを適切に評価した上で、未成土地を含めた個別の土地について、今後の方針を検討すること。

4 広島県水道用水供給事業会計（意見書 P75～80）

(1) 決算の概要

(単位：円)

区 分	令和元年度	令和2年度	増減額
総収益	10,748,073,857	10,781,979,714	33,905,857
総費用	8,512,423,967	8,410,875,525	△101,548,442
純利益	2,235,649,890	2,371,104,189	135,454,299

令和2年度の純利益は、前年度に比べ増加しており、この主な要因は、企業債の償還に伴い支払利息及び企業債取扱諸費の営業外費用が減少したことや、給水収益等の営業収益が増加したことによるものである。

(2) 審査意見

今後の給水収益の減少、施設の更新需要の増加などの課題に対応し、安心・安全な水の安定供給の継続に向けて、一層効率的な企業経営の実現が図られるよう、次の点について重点的に取り組まれない。

<短期的な取組>

ア 新たな水道事業ビジョン策定までの間の取組

令和2年度末で計画期間が終了した「広島県営水道ビジョン」に代わり、企業団としての水道事業における将来のあるべき姿を示す新たな水道事業ビジョンについては、今後、統合の事業計画等を踏まえて策定することとしているが、それまでのビジョン空白期間においても、引き続き、効率的な企業経営の実現が図られるよう、必要な取組を不断に実施すること。

イ 経営比較分析表の活用

総務省の要請に基づき、本年2月に「経営比較分析表」を策定・公表しているところであるが、公営企業の経営及び施設の状況を表す経営指標により、経年比較や他の公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことで、経営の現状や課題を的確かつ簡明に把握できることから、これを、今後の経営の在り方や経営戦略の検討に積極的に活かすこと。

<長期的な取組>

ア 水道施設・設備の適正な維持管理と経費の縮減

「投資・財政方針」（平成28年3月策定）によると、給水収益の更なる減少や施設・設備の老朽化に伴う更新費用の増加などにより、将来的に予測される単年度赤字と資金ショートを避けるためには、大幅な料金の引上げや企業債の借入れを増やす必要があるなど、経営環境は厳しさを増す見通しとなっており、広域的な観点から施設・設備の最適化を図ることが一層重要となることから、水道事業の広域連携に向けた検討・協議の内容を踏まえつつ、特に次の点に留意し、事業運営の効率化や経営基盤の強化に向けた取組を着実に推進すること。

- 施設・設備更新については、アセットマネジメント（資産管理）の確実な実践により、劣化の状況等を確認の上、安全性が確保される場合は更新時期を見直すなど、ライフサイクルコストの最適化を図ること。
- 管路更新について、次期更新計画は、「広域連携推進方針」（令和2年6月策定）に基づき策定することとしているが、平成29年度で終了した「第一次管路更新計画（平成20～29年度）」の一部未着工区間の更新（令和3年度完了予定）と並行して、今後の広域連携を想定しても二重投資となる可能性が低く、早急に更新が必要と見込まれる管路については、適宜、更新のペースアップを図ること。
- 水需要の減少が確実視される中、一定程度の災害対応能力を確保した上で、特に施設利用率の低い施設については、施設・設備のダウンサイジング（廃止・統廃合）やスペックダウン（性能の合理化）など、水需要に見合った適切な規模に見直すことで、更新投資額の縮減を図ること。
- 広域運転監視システムの整備やAIによる管路の劣化予測の導入など、上下水道DX（デジタルトランスフォーメーション）については、ロードマップに基づき、適宜、国の支援制度も活用しながら、効果的な推進を図ること。

イ 公民共同企業体の運営状況の検証

指定管理者制度を導入している広島西部地域水道用水供給水道、沼田川水道用水供給水道及び沼田川工業用水道において、その導入による水道管理技術の継承や、導入前後の経費面での効果などを継続的に検証し、県民への説明責任を果たすとともに、今後の経営形態の在り方等の検討に活かすこと。

ウ 危機管理体制の見直しと自然災害対策等の推進

東日本大震災や熊本地震における大規模な断水被害の教訓等に加え、平成30年7月豪雨災害における初動・応急対応に関する検証結果を踏まえながら、指定管理者と連携した

危機管理体制について、適宜必要な見直しを行うとともに、引き続き、受水市町等との情報共有や協力体制の構築を進めること。

また、今後起こり得る大規模な地震・豪雨等の自然災害や事故等による被害を最小限に抑えるため、「広域連携推進方針」に基づく取組との整合を図りながら、「平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興プラン」に基づく水道施設の強靱化対策の取組を着実に実施すること。

エ 広域連携推進方針に基づく統合等に向けた準備

県では、広域連携推進方針に基づき、基本協定を締結した市町と、令和4年度に企業団を設立し、令和5年度からの企業団による事業開始を目指す予定としているが、将来にわたって持続可能な水道事業の実現が図られるよう、引き続き、県内市町等と十分調整の上、統合等に向けた準備を進めていくこと。

5 広島県流域下水道事業会計（意見書 P97～101）

（1）決算の概要

（単位：円）

区 分	令和元年度	令和2年度	増減額
総収益	8,440,863,279	8,122,902,764	△317,960,515
総費用	8,357,971,932	8,014,849,445	△343,122,487
純利益	82,891,347	108,053,319	25,161,972

令和2年度の純利益は、前年度に比べ増加しており、この主な要因は、一般会計からの繰入金などの減少により営業利益が減少したものの、国庫補助金等の営業外収益の増加により経常利益が増加したことや、前年度、公営企業会計への移行等に伴い計上した特別利益及びこれを上回る額の特別損失がともに皆減となったことによるものである。

（2）審査意見

今後の処理水量の減少による処理施設稼働率の低下、汚水処理施設の老朽化の進行などの課題に対応し、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全に向けて、一層効率的な企業経営の実現が図られるよう、次の点について重点的に取り組まれない。

<短期的な取組>

ア 広島県汚水適正処理構想に基づく取組

広域的かつ長期的な観点から、県全体の適正な汚水処理の方向性を整理した「広島県汚水適正処理構想」の目標達成に向けて、引き続き、流域関連市町等と調整を図りながら、流域下水道事業として果たすべき役割を着実に実施すること。

イ 経営比較分析表の活用

総務省の要請に基づき、本年2月に「経営比較分析表」を策定・公表しているところであるが、令和元年度からの公営企業会計の適用に伴い、本年から新たな経営指標を活用することが可能となり、公営企業の経営及び施設の状況を表す経営指標により、経年比較や

他の公営企業との比較，複数の指標を組み合わせた分析を行うことで，経営の現状や課題をよりの確かつ簡明に把握できることから，これを，今後の経営の在り方や経営戦略の検討に積極的に活かすこと。

＜長期的な取組＞

ア 流域下水道施設・設備の適正な維持管理と経費の縮減

公営企業会計における財務状況の試算によると，今後 10 年間の経営収支は，事業全体では黒字を維持する見込みであるものの，将来的に，減価償却費等に見合う収益の減少や施設・設備の老朽化に伴う更新費用の増加などにより，経営環境が厳しくなることも予想されることから，適正な維持管理や設備投資を行った上で，安定した経営を維持していくことが不可欠である。

このため，「広島県下水道事業広域化・共同化計画」の内容も踏まえつつ，特に次の点に留意し，事業運営の効率化や経営基盤の強化に向けた取組を着実に推進すること。

- 施設・設備更新については，ストックマネジメント（資産管理）の確実な実践により，劣化の状況等を確認の上，安全性が確保される場合は更新時期を見直すなど，ライフサイクルコストの最適化を図ること。
- 処理水量の減少が確実視される中，一定程度の災害対応能力を確保した上で，施設・設備のダウンサイジング（廃止・統廃合）やスペックダウン（性能の合理化）など，処理水量に見合った適切な規模に見直すことで，更新投資額の縮減を図ること。
- 業務委託している施設の維持管理については，維持管理が適正かつ効果的に行われるよう，適宜委託内容を見直すとともに，業務の効率性や費用対効果などを継続的に検証すること。

イ 危機管理体制の見直しと自然災害対策等の推進

東日本大震災における地震・津波被害や平成 30 年 7 月豪雨災害における洪水被害などを教訓に，今後起こり得る大規模な地震・豪雨等の自然災害や事故等による被害を最小限に抑えるため，引き続き，県下水道公社と連携した危機管理体制について，適宜必要な見直しを行い，流域関連市町等との情報共有や協力体制の構築を進めるとともに，「社会資本総合整備計画」や「広島県汚水適正処理構想」に基づく流域下水道施設の防災・減災対策の取組を着実に実施すること。

ウ 広島県下水道事業広域化・共同化計画の推進

「広島県下水道事業広域化・共同化計画」に基づき，持続可能な事業運営の確保に向け，県内市町等と十分な協議・調整を行いながら，施設の広域化や維持管理の共同化，危機管理の共同化などの具体的な取組を進めていくこと。

エ 資源・エネルギーの利活用の促進

今後とも，全国的な取組状況も参考にしながら，流域下水道施設の有する資源・エネルギーの利活用に努めていくこと。

令和2年度健全化判断比率審査意見書（概要）

1 審査の対象（意見書 P1）

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）

2 審査の趣旨

健全化判断比率の審査に当たっては、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に従って適正に作成されているか、などの点に主眼を置き、広島県監査委員監査基準に準拠して実施した。

3 審査の実施内容

知事から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数を点検し、関係諸帳簿及び証拠書類等との照合確認を行うとともに、関係当局から説明を聴取するなどの方法により慎重に行った。

4 審査の結果

上記のとおり審査した限り、重要な点において、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等の趣旨に従って適正に作成されているものと認められた。

5 健全化判断比率の状況（意見書 P2）

区 分	令和2年度	前年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— %	— %	3.75%	5.0 %
連結実質赤字比率	— %	— %	8.75%	15.0 %
実質公債費比率	13.1%	13.8 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	215.7%	223.7 %	400.0 %	

令和2年度資金不足比率審査意見書（概要）

1 審査の対象（意見書 P3）

病院事業会計，工業用水道事業会計，土地造成事業会計，水道用水供給事業会計，流域下水道事業会計及び港湾特別整備事業費特別会計の資金不足比率

2 審査の趣旨

資金不足比率の審査に当たっては，各公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が，「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に従って適正に作成されているか，などの点に主眼を置き，広島県監査委員監査基準に準拠して実施した。

3 審査の実施内容

知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数を点検し，関係諸帳簿及び証拠書類等との照合確認を行うとともに，関係当局から説明を聴取するなどの方法により慎重に行った。

4 審査の結果

上記のとおり審査した限り，重要な点において，審査に付された各公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は，いずれも法令等の趣旨に従って適正に作成されているものと認められた。

5 資金不足比率の状況（意見書 P4）

区 分	令和2年度	前年度	経営健全化基準
病院事業会計	— %	— %	20.0 %
工業用水道事業会計	— %	— %	20.0 %
土地造成事業会計	— %	— %	20.0 %
水道用水供給事業会計	— %	— %	20.0 %
流域下水道事業会計	— %	— %	20.0 %
港湾特別整備事業費特別会計	— %	— %	20.0 %

(参考)

健全化判断比率及び資金不足比率の対象範囲



